

【特集 2】

公認心理師の養成をめぐる課題—臨床心理士との比較から—

Problems and Issues around Training Certified Professional Psychologists
— Compared with Clinical Psychologists —

野末 武義

要 約

様々な紆余曲折を経て、わが国の心理職初の国家資格が誕生した。一般的には、国家資格が出来たことによって、心理職の雇用はより安定したものとなり、今後の社会の中での活躍がますます期待されると肯定的にとらえられているであろう。しかし実際は、大学や大学院における養成カリキュラムの問題、試験制度の問題、経過措置の問題など、様々な課題を抱えたままのスタートであり、今後数年間は混乱が続くと予想される。

本稿では、これまでの民間資格である臨床心理士と初の国家資格である公認心理師は何が違うのか、そしてどのような共通課題があるのかをまとめ、今後の心理専門職の取り組むべき課題について論じたい。

キーワード：公認心理師，臨床心理士，専門家としての資質，アサーション

1988年12月に第1号の臨床心理士が認定されて以来、2018年4月1日時点で34,504名の臨床心理士が認定され、有資格者は32,354名にのぼる。一方、公認心理師は2018年9月9日に第1回国家試験が実施され、11月30日に第1号の合格者が誕生する見込みである。本稿執筆時点では、試験の正解はおろか受験者数も公表されておらず、一体どれくらいの公認心理師が誕生するのかまったく予想がつかない。また、この二つの資格が今後併存していくのかどうか。どちらか一つに集約されていくのかを予測することも困難である。しかし、そもそもこの二つの資格は、何が違って何が共通点なのだろうか。ごく基本的なところを考えてみたい。

1. 臨床心理士と公認心理師は何が違うのか

臨床心理士と公認心理師は何が違うのか、それとも特に違いはないのか、このような質問は、心理職とは無縁の一般市民から投げかけられるだけでなく、心理学を学ぶ学部生や大学院生、さらには現場で心理職として働いている人たちでさえ、じゅうぶん理解されているとは言えない。

1) 基盤とする学問

日本臨床心理士資格認定協会によれば、「「臨床心理士」とは、臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする“心の専門家”」である。一方、公認心理師法によれば、「「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び

技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。」とある。つまり、臨床心理士の学問的基盤は臨床心理学であり、公認心理師の学問的基盤は心理学だということである。

臨床心理士は、臨床心理士養成大学院に指定されている大学院を修了していることによって受験資格が得られるため、学部は必ずしも心理学科や近接領域の学科を卒業していなくて良い。経済学部卒であろうが法学部卒であろうが、まったく関係ない。したがって、必ずしも心理学全般を十分に学んでいなくても、指定校大学院を受験することは可能である。そして、時にそれは、臨床心理士は大学院修了が基本といっても、必ずしも専門性が高くないのではないかと批判されることにもつながっていた。

一方、公認心理師カリキュラムにおいては、学部の段階から幅広く心理学を学んでいることが求められているが、大学院修了は必ずしも求められていない。大学院博士前期課程もしくは修士課程修了を必須とするかどうかについては、この資格について議論してきた様々な団体によって意見は大きく異なるものであった。しかし、大学院修了を必須としないというのは、諸外国で心理専門職に求められる水準とはずいぶん異なっている。また、学部卒業後に実務経験を積んで受験資格を得る場合、そのプログラムを提供する施設は、現段階でごく少数しか決まっていないが、それらは必ずしも大学のように心理学を専門的に教えられる機関とは限らない。さらに、公認心理師法附則第2条第2項が定める経過措置によれば、当面は大学院はおろか学部でも心理学を学んでいなくとも受験をすることが可能である。このように、必ずしも心理学を学んでいない人が「心理学を基盤とする」はずの資格を受験できるということをどのように考えたら良いのか難しいところである。

このように見てみると、公認心理師は少なくとも現状においては、必ずしも心理学を学んで

いることを基盤とした資格とは言い難い。加えて、大学におけるカリキュラムを見てみると、学部カリキュラムにおいては、様々な基礎系心理学を学ぶことが求められているが、大学院では臨床系心理学がほとんどを占めている。基礎系心理学を基盤としてその応用として臨床系心理学があるのか、それとも基礎系心理学と臨床系心理学を関係はあっても独立した専門性を持った学問として捉えるのか、様々な考え方があろう。しかし、もし前者であると考えれば、基礎系心理学を大学院でどのように学ぶべきかが議論されるべきであろうし、基礎系心理学が実際の公認心理師の業務にどのように有用で必要なのかということについて、大学や関連学会がもっと議論すべきではないだろうか。

2) 調査・研究能力

臨床心理士も公認心理師も、現場で求められる業務や期待される業務については、用いられる用語は異なるものの、共通点が非常に多い。例えば、臨床心理士の専門的行為としては、臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理的地域援助があり、これらは公認心理師資格においては、観察と分析、本人と関係者への相談・助言・指導などが該当する。

一方で、臨床心理士においては、上記の3つの専門的行為に関する調査・研究も求められている。つまり、臨床心理士は日々の心理臨床実践に取り組むのはもちろんのこと、それらを客観的科学的な視点から捉え直したり、自己の研究テーマについて深く探求していく姿勢も求められていると言える。ほとんどの臨床心理士養成大学院においては、これまで修士論文の執筆が求められてきたが、それによって臨床心理士の高度専門職業人としての資質が保たれてきた面もあるだろう。

しかし、公認心理師には、このような調査・研究に対する取り組みは、今のところ求められ

ていない。経過措置期間中は、修士論文はおろか、卒業論文すら執筆したことがない公認心理師が少なからず誕生する可能性がある。また、2018年度以降、大学学部の公認心理師カリキュラムで学んだ学生が、大学院には進学しないで2年以上の実務経験を積んで受験する場合、基本的には修士論文を執筆しないことになるだろう。

時に、例えば多くの心理臨床現場で最も重要な位置を占める、クライアントを対象とした心理面接やアセスメントといった業務には、実証的な研究をしたり論文をまとめたりすることとは関係ないという主張も耳にする。しかし、自らの問題意識に基づいて研究テーマを決め、データを収集して分析し、考察をまとめて論文に仕上げるといった研究活動をしたことがない人をどのように考えたら良いのか、その人たちの専門性の高さや質をどう高めていったら良いのか、今後の大きな課題になるだろう。

3) 心理専門職としての資質をどう担保するか

臨床心理士は、その専門職としての質を担保するために、様々な取り組みをしてきた。その一つが、資格試験における面接試験の実施である。受験者は、第1次試験として筆記試験を受け、それに合格した者が第2次試験として面接試験を受ける。つまり、筆記試験によって基本的な専門知識と学力があるかどうかでふるいにかけて上で、面接試験で臨床心理士としての資質や能力、さらには倫理観などもチェックすることができた。もちろん、それで100%心理専門職としての質が保証できるわけではないが、例えば「勉強はできるけれども、臨床心理士としての資質に欠ける」「基本的な倫理観が身につけていない」と見なされた場合などは、不合格になる可能性が高い。

しかし、公認心理師試験には現在のところ面接試験はなく、筆記試験のみであり、しかもマ

ークシートである。つまり、知識がどれだけあるかを見ることはできるかもしれないが、記述式ではなくマークシートであるため、どれだけ文章をきちんと書けるかどうか分からない。さらに、面接試験で受験者と顔を合わせることも全くないため、心理専門職としての資質や能力をチェックすることは不可能である。もちろん、マークシートのみで面接試験は無しとすることで、受験生にかかる負担はだいぶ軽減されるであろうし、何よりも試験の実施に時間がかからずに済ませることができる。しかし、果たしてそれは将来公認心理師によって心理的支援を受けることになるであろう、国民にとってプラスになることだろうか。

また、臨床心理士資格は5年ごとの更新制を取っている。更新のためのポイント制に関しては、これからも改善の余地はあるだろうが、それでも、心理専門職として学び続けることや自己研鑽が義務づけられていることは、臨床心理士の質を担保するために今後も続けていくべき制度であろう。一方公認心理師は、今のところそうした更新制は取られていない。社会の急速な変化と共に、心理専門職として学ぶべきことは急速に変わりつつあるし、その量も数え切れないほど膨大なものになっている。したがって、公認心理師が心理専門職としての質をどう保ち向上させていくのか、その一つとして更新制をどのように考えていくべきなのか、その制度作りは急務であると言えるだろう。

2. 臨床心理士と公認心理師の共通課題

このように、公認心理師と臨床心理士には様々な違いがある。公認心理師はまだ実際には社会の中での業務が始まっていないので、臨床心理士と比較したときの課題が明確になってくるのは、これから数年間であろう。一方で、公認心理師も臨床心理士も、実際に働く現場はか

なり重なり合う部分が大きくなると予想される。したがって、その中で起こってくる共通の課題もいくつかあると考えられる。

1) 多職種連携をどう学び身につけるか：伝える能力をどう身につけるか

公認心理師に求められる役割として、多職種連携が重視されている。もっとも、これまで臨床心理士が多職種連携と無縁であったかと言えば決してそうではなく、実際には様々な職域で実践されてきた。しかし、これまでの臨床心理士養成大学院におけるカリキュラムにおいて、多職種連携について学生がどのように学び身につけてきたのかは明確ではなかった。むしろ、大学院を修了して現場に出てから、業務の中で先輩に教えられ仲間と討議する中で、次第に身につけてきたというのが実情であろう。一方、公認心理師カリキュラムにおいても、何をどう学べば多職種連携ができるようになるのかは明確にされていない。もちろん、現場での実習から多職種連携の実際について学ぶことも可能ではあるだろう。しかし、それだけで良いのであろうか。あるいは、多職種連携のスキルを身につけるために、もっと学ぶべきことが何かあるのではないだろうか。

ここで考えなければならないのは、臨床心理士であれ公認心理師であれ、心理専門職以外の様々な専門職と連携・協働してクライアント・患者・被支援者の治療や改善・成長に役立つためには、どのような能力が求められるのかということであろう。これまでの心理専門職の教育・訓練においては、クライアントの話を受容的共感的に「聴く」ということがとりわけ重視されてきた。もちろん、「聴く」ということは心理的援助における基本的かつ最も重要な姿勢であるし、多職種連携においても欠かせない態度であろう。医師、看護師、福祉職、教師など、他の職種から情報を得たり異なる専門的立場から

の意見を聴いたりすることは、多職種連携の基本中の基本であろう。しかし、多職種連携においては、クライアント・患者・被支援者について、心理学の専門用語を極力使わないで他の職種に分かりやすく説明したり、あるいは心理専門職としての説得力のある意見を述べなければならぬ。

つまり、「聴く能力」はもちろんのこと、分かりやすく具体的に説明したり有益な情報を発信したりする「伝える能力」も非常に重要になると言える。ところが、心理専門職の「伝える能力」については、これまで学部や大学院の教育の中で焦点を当てて論じられたことは、ほとんど無かったのではないだろうか。むしろ、例えばカウンセリングの中では、カウンセラーは自分の意見をクライアントに言うことを極力控えるべきであるとか、自己開示しないことがよしとされ、受け身的な態度の重要性が強調されてきたと言える。しかし、こうした態度に常に縛られていると、自分の意見を言うべき時にも、自分が何を考え感じているのかをつかめなかったり、理解していてもどのような言葉を使って相手に話せば良いのか分からないといったことも起こってしまう。

このように考えると、臨床心理士にしろ公認心理師にしろ、その養成カリキュラムの中では、いかにして心理専門職としての伝える能力を身につけていくか、その基盤を学部や大学院でどのように教えていくかということが、大きな課題の一つだと言えるのではないだろうか。その際、一つのヒントになるのが、アサーション(assertion) (平木・沢崎・土沼, 2002) であると考えられる。アサーションとは、自己尊重の自己表現であり、自己と他者が異なる個性を持った存在であるということを大切にすること。そして、異なる存在である自己と他者が共に生きようと思えばそこに葛藤が生じるのは当然であり、どう歩み寄るかが大きな課題となる。とかくアサ

ーションは、一部の対人関係に困難を抱えているクライアントにとって重要なものと思われるが、実は心理専門職が仕事をしていく中で、とりわけ多職種連携という難しい状況の中で心理職とは異なる他の専門職の話を理解したり、また心理専門職としての意見を伝え、さらには葛藤が生じた時の解決のためにも、是非身につけたいコミュニケーションスキルであると言える。

また、これまでの臨床心理士教育の中では、個人心理療法の実戦と訓練が中心であったと言える。約30年前の筆者が大学院生だった頃は、心理臨床の道を志すのであれば、エンカウンターグループやTグループに参加するのが常識であった。つまり、集団という対人場面に長期間身を置き、そこで何を感じ考え他者とのように関わるのかということを経験し、その中で様々な葛藤を経験しながら問題を解決すること、自己理解を深めることが必須であった。こうしたグループ体験は、多職種連携というある種の集団の中での心理専門職としての自己の振る舞いに気づき、スキルアップをする絶好の機会であると思う。したがって、集団での対人葛藤場面をトレーニングとしてより積極的に活用することを、今後はもっと考えるべきではないかと考える。

2) 社会の変化にどう対応できるか

心理専門職が援助の対象とするクライアント・患者・その関係者は、それが個人であれ家族であれ学校であれ、社会の変化の影響を大きく受けている。そうした社会の変化に伴う個人や家族の変化、人間関係の変化に、心理専門職はこれまでどれだけ敏感であっただろうか。

筆者は、開業機関で家族療法とカップル・セラピーを実践しており、また児童相談所や教育相談室でのコンサルテーションを20年以上経験してきた。その中で最近痛感させられるの

は、親子関係や夫婦関係の急激な変化である。例えば、筆者が家族療法のトレーニングを受けた約30年前は、日本の夫や父親はカップル・セラピーや家族療法には積極的に来ないと言われていた。それが今や、来談を拒否する夫や父親は非常に稀である。反対に、妻や母親が来談を拒否するケースが少なくない。また、以前とは夫婦のパワー関係や子どもに対する養育のあり方も変化しており、夫よりも妻の方が社会的な地位が高くて収入も多い夫婦や、母親よりも父親の方が子どもへの情緒的な関わりが上手なケースも見られる。さらに、両親共働きが増えたことにより、子どもの問題で相談室に通う際、親が二人とも仕事を休むわけにはいかないから、1回ごとに父親と母親が仕事を交替で休んで来談するというケースも見られるようになった。

ここに挙げたのはごく一部の例に過ぎないが、これまでの教育相談や児童相談における母子並行面接中心の対応では、こうしたケースには十分に対処できないのは明白である。夫や父親をどのように理解し関わるのが効果的なのか、両親夫婦との面接をどのようにしたら子どものために役立つのかも考えていかなければならない。そこには、家族療法や統合的心理療法などの関係性を見る視点が役立つであろう。個人の心理的世界を細やかに解明して働きかけることももちろん大切ではあるが、そこに人と人との相互影響関係を見る視点を付け加えることで、より多様な問題のとらえ方が可能になるばかりでなく、援助方法にも工夫が凝らされるようになるだろう。

とはいえ、社会の変化と共に個人も家族も変化するのは当然のことであり、心理専門職はその変化について常に関心を持ち、対応できるだけの柔軟性も身につけていなければならない。

以上、公認心理師養成上をめぐる課題について

て、臨床心理士との比較を交えて私見を述べた。ここに挙げた以外にも様々な課題はあるが、公認心理師も臨床心理士も、最終的な目的と存在意義は、国民のこころの健康に資することである。そのために、今後は大学や関連学会がそれぞれの立場を超えてさらに活発な議論を展開していくことが求められている。

引用文献

平木典子・沢崎達夫・土沼雅子 2002. カウンセラーのためのアサーション. 金子書房.